



## 1. 朝鮮戦争の勃発から対日講和7原則へ

### (1) 朝鮮戦争の勃発

1950年6月25日払暁、北朝鮮軍は38度線を突破し、韓国に対して侵攻を始めた。電撃的な侵攻によって、韓国軍、在韓米軍は一時総崩れの様相を呈した。そして、この隣国で勃発した戦争は、日本の外交、安全保障問題にも大きな影響を及ぼさずにはおかなかった。

第一に、日本の防衛力の再建が始まったことである。朝鮮戦争に対応すべく、日本に駐留していた米4個師団を引き抜いて朝鮮半島に投入したものの、日本国内の治安上の懸念に対応するため、7月8日、マッカーサーは吉田首相に対して、75,000人からなる警察予備隊の創設と海上保安庁の8,000人の増員を「許可」する書簡を送った。警察予備隊は国会の立法措置を経ることなくポツダム政令によって創設されることとなり、8月10日に警察予備隊令が公布、施行された。この警察予備隊が1952年に保安隊に、1954年に陸上自衛隊となる<sup>1</sup>。

1948年に陸軍省は日本の限定的な再武装を検討しており、ここには警察力の拡充と将来的にはその陸軍化も含まれていたが、マッカーサーが日本の安全保障については講和後も沖縄を米国が領有することを前提に、その核兵器を中心とする米海空軍力でもってことたりると考え、日本の再軍備に強硬に反対していた。しかし、日本に近接する朝鮮半島での武力衝突の生起は、こうしたマッカーサーの認識を改めさせ、日本の再武装が限定的ながらも開始されることになったのであった<sup>2</sup>。

朝鮮戦争が与えた第二の影響は、日本の講和のタイミングについてである。こうした状況の中で日本の講和を急ぐべきではないのではないか。朝鮮戦争の勃発を受け、軍部の中で再び対日講和の延期を望む声が高まっ

<sup>1</sup> 再軍備については以下の文献を参照。ジェイムス・E・アワー著、妹尾作太男訳『よみがえる日本海軍—海上自衛隊の創設・現状・問題点 上』(時事通信社、1972年)、秦郁彦『史録 日本再軍備』(文藝春秋、1976年)、古関彰一「朝鮮戦争と日本再軍備」『歴史評論』第362号(1980年6月)、読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』(読売新聞社、1981年)、大嶽秀夫『再軍備とナショナリズム—保守、リベラル、社会民主主義者の防衛観』(中央公論社、1988年)、波多野澄雄『「再軍備」をめぐる政治力学—防衛力「漸増」への道程—』『年報・近代日本研究』第11号(1989年)、植村秀樹『再軍備と55年体制』(木鐸社、1995年)、増田弘『自衛隊の誕生—日本の再軍備とアメリカ』(中央公論新社、2004年)、柴山太『日本再軍備への道 1945～1954年』(ミネルヴァ書房、2010年)等。

<sup>2</sup> 朝鮮戦争以前の米国における日本再軍備の構想については、古関彰一「米国における占領下日本再軍備計画」『法律時報』第48巻10号(1976年9月)、増田弘「朝鮮戦争以前におけるアメリカの日本再軍備構想(1)」『法学研究』第72巻4号(1999年4月)、同「朝鮮戦争以前におけるアメリカの日本再軍備構想(2・完)」『法学研究』第72巻5号(1999年5月)、柴山『日本再軍備への道』などに詳しい。

た。しかし、前号で述べた6月23日の「マッカーサー覚書」によって、基地の自由使用を含む駐留権の獲得をJCS (Joint Chiefs of Staff) に約していたことが、対日講和へと動き始めていた事態の逆行を防いだ。

それに加えてダレスは、こうした状況下であるからこそ対日講和が必要なのだと説いた。第一に、朝鮮戦争のショックで日本人はアメリカの防衛力を日本に受け入れる必要性に目覚めており、このタイミングを逃すべきではない。第二に、現在SCAP (Supreme Commander for the Allied Powers) が担っている、日本の国内治安の責任を日本の警察に肩代わりさせることが重要である。そして第三に、朝鮮戦争の狙いの一つは、アメリカの対日講和の計画を粉碎することにあると思われ、われわれはそれに屈するわけにはいかない、というものであった<sup>3</sup>。

再び国務省がJCSと討議した結果、JCSは中ソ抜き条約への反対を撤回、すなわち多数講和に賛成することに決定した。一方で、日本の自衛権を禁止しないこと、講和後も米国が日本で必要とする期間、必要と認める規模の軍隊を保持する権利を持つことなどの点については、国務省が軍部の要求を受け入れた。また、米軍駐留費の負担と安全保障取り決めの実施細目については、平和条約と別個に取り決める日米二国間協定で定めることなどについても合意を見た。

そして、この合意文書は9月8日に大統領の承認を得 (NSC (National Security Council) 60/1)、連合諸国と対日講和条約についての予備交渉を開始することを決定した。この3日後、国務省内では26か条からなる対日講和条約草案が準備され、同時に条約の基本点についてのアメリカ側の考え方を7点にまとめた「7原則」が交渉のために用意された<sup>4</sup>。

さらにその3日後、トルーマン大統領が対日講和問題に関する非公式討議を開始する旨の声明を発表し、翌9月15日には、「責任ある官筋」による米国の対日講和の方針についての報道があり、日本側は、米国が抱く対日平和条約の構想を「おぼろげながら推定」するようになった。日本側当局者は、この新聞報道を基礎に作業を進めることになる。

## (2) 外務省の当初案—A作業

まず、日本側の準備作業の全体像を示しておくとして、A～Dの以下の4つの作業に分けられる<sup>5</sup>。

A作業・D作業：1950年10月初旬に外務省事務当局が作成し、吉田の参考に供しようとしたA作業と、吉田の批判を受け、12月から翌1951年1月にかけて外務省事務当局が改めて作成したD作業。

C作業・B作業：吉田が目黒の官邸に政・財・学・言論各界の代表者と少数の旧軍人を集めて意見を聞いた上で構想を練り、その指示に従って事務当局が起案した、独立回復後における日本の安全保障に関する条約案。B作業は10月中旬に作成された日米安保条約の日本側原案で、C作業は10月から12月にかけて作業が行われ、米側との交渉のために吉田が用意させた日本周辺の非武装地帯案<sup>6</sup>。

<sup>3</sup> 細谷『サンフランシスコ平和条約の道』111-112頁。

<sup>4</sup> 同上、72-74、112-114頁、宮里政玄「アメリカ合衆国政府と対日講和」渡辺・宮里編『サンフランシスコ講和』128-129頁、楠『吉田茂と安全保障政策の形成』118-122頁。

<sup>5</sup> 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 Ⅲ 昭和25年9月～昭和26年1月 準備作業」(1967年1月)外務省編纂『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書 第一冊』(外務省、2002年)560-563頁。

<sup>6</sup> 楠『吉田茂と安全保障政策の形成』195-209頁。

前者二つが平和条約全体に関する問題を網羅しているのに対し、後者の二つは講和後の安全保障問題に特化した検討になっており、当時、いかにこの問題が重視されていたのかが伺える。

それでは、まず A 作業について述べる。この資料は「対日講和問題に関する情勢判断」、「米国の対日講和条約案の構想」、「米国の対日平和条約案の構想に対応するわが方要望方針（案）」、「対米陳述書」の 4 つの部から構成されており、米側の要請を待たずに非公式に日本側の要望を伝える準備をすることが目的だった。

要望の内容は、(1) 領土条項、(2) 政治条項、(3) 軍事条項、(4) 経済条項、(5) 条約履行の保証、(6) 安全保障の 6 項目に分けられた。このうち主だったものの概要を記すと、領土に関する要望については 2 点有り、第 1 に千島列島について記された。千島列島はポツダム宣言における「われらの決定」にゆだねられているものに属するが、この決定は米英ソ間ではヤルタの秘密協定でなされたものである。しかしこれは領土の拡張を求めずとした大西洋憲章に違背するものであり、また日本のみならず他の連合諸国の関知するところではない。「千島列島については、日本の領有関係の歴史的因縁が最も深い」ため、講和後も日本が領有することを要望する。歯舞諸島と色丹島は北海道の一部であり、千島列島には属さないの領土処分の対象に含めるべきではない、と述べた。

第 2 に琉球列島・小笠原諸島および硫黄諸島についてである。A 作業には、「今後長きにわたる国民感情上の問題であり、したがって米国側にとっても政治的に重要な点として強く要望する」とある。米側でこれら諸島を講和後も使用する必要があるれば、日本としてはその要望に添う用意があることを明らかにした上で、「なんらかの方式により日本の領土主権が残される形をとることを要望する」とした。

軍事条項については、日本は再武装の意志を持たないことを明らかにした。安全保障については、駐兵の取り決めは平和条約と別個にした上で、期間、地点、経費負担、特権などについて明確に規定すること、そして、国連との結びつきをできるだけ密接かつ具体的にすることの三点を要望していた<sup>7</sup>。

A 作業の概要は以上のようなものであったが、これを見た吉田の反応はきわめて厳しいものであった。「対日講和問題に関する情勢判断」には、「外務省従来単に客観情勢観察を主とし而之に対拠する施策の考案甚た乏し留意を乞う経世家とし而の経綸に乏しきを遺憾とする SY」との批判が書き込まれた。さらに、「米国の対日平和条約案の構想に対応するわが方要望方針（案）」にいたっては、「野党の口吻の如し 無用の議論一顧の値なし経世家的研究に付一段の工夫を要す SY」と表紙に大書されて事務方に差し戻されたのであった。吉田が批判した理由については後述するが、外務省は新たに「D 作業」の作成に取りかかった<sup>8</sup>。

### (3) 対日講和 7 原則

さて、こうして日本側で講和交渉のための準備作業が本格化していった頃、米国でも対日平和条約に関する基本的な構想が発表された。それが、10月初旬から報道され始め、同月14日にダレスがその存在を認めた「対日講和 7 原則」である<sup>9</sup>。これは11月24日、国務省によって公表された。この基本方針のうち、主だった部分を紹介すると以下の通りである。まず領域については、日本は(イ)朝鮮の独立を承認し、(ロ)米国を施政権者とする琉球諸島および小笠原諸島の国際連合による信託統治に同意し、(ハ)台湾、澎湖諸島、南樺太および千島列島の地位に関しては、イギリス、ソ連、中国、米国の将来の決定を受諾する。条約発効後一

<sup>7</sup> 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 Ⅲ」563-567頁。

<sup>8</sup> 同上、570-572頁。

<sup>9</sup> 「付録 10 米国の対日講和 7 原則 (昭和 25. 10. 25)」外務省編纂『平和条約の締結に関する調書 第一冊』696-701頁。

年以内に何の決定もなされない場合には、国際連合総会が決定する。中国における特殊な権利および権益は放棄する、となっていた。

安全保障については、国際連合が実効的責任を負担するというような、安全保障上の取決めが成立するまでは、日本区域における国際的な平和と安全の維持のため、「日本国の施設と合衆国およびおそらくその他の軍隊との間に継続的協力的責任が存する」ようにするとした。

そして賠償については、すべての当事国は、1945年9月2日以前の戦争行為から生じた請求権を放棄する。ただし次の例外規定をおく。(イ) 一般的に、連合国はそれぞれの領土内において日本人の財産を保有する。(ロ) 日本は連合国人の財産を回復する、もし原状のまま回復することが困難なときは、損失価格を円で補償するという内容になっていた<sup>10</sup>。

この7原則は賠償請求権を基本的に放棄し、再軍備や工業生産能力に制限を加えず、また講和後に管理機関を置くことも考慮せず、「寛大な講和」の基本路線を打ち出していた。この内容は、吉田はじめ日本側にとっては「予想よりも寛大なものであって」、大いに勇気づけられたという。たとえば領土問題では、台湾の放棄はもちろん、南樺太・千島のソ連割譲という措置があり得たにもかかわらず、この7原則にしたがえば、中華人民共和国の成立に伴う「二つの中国」問題、ヤルタ協定をめぐる米ソ対立という状況下では、これらの問題について米英中ソ4カ国間の合意は得られる見通しは立つはずもなく、国連総会に持ち込まれるようになれば日本に有利な解決も期待できた。外務省は、「カイロ宣言及びヤルタ協定で処分方法が一応決まっているわけであるから、今回は相当思い切った提案」と評価した。

ただし安全保障面については、米国政府内部で合意ができた方針についても曖昧な表現が用いられ、国際的な論議を避けた<sup>11</sup>。また、予想していたこととはいえ、「琉球諸島および小笠原諸島」を信託統治とするとされていたことは、日本政府からすれば「耐えがたい苦痛」であった。信託統治制度は国連憲章第77条で定められているが、(イ) 国際連盟の委任統治制度の下にある地域、(ロ) 第二次大戦の敵国から分離される地域、(ハ) 自発的に提供される地域、のどれかに施行されるとなっている。つまり、沖縄などが信託統治制度に付されるとすれば、それは、(ロ) が適応され日本から分離されることになる。また、憲章第76条にこの制度の基本目的が明示されているが、そこでは、住民の自治または独立を最終目標とすることになっていたのである<sup>12</sup>。以後日本政府は、講和後におけるこれらの地域に対する主権を放棄することなく、その「痕跡」をいかに残すか腐心することになる。

## 2. 講和に向けての日米協議

### (1) 日本側の準備作業

対日平和条約が起草された過程は、従来のものとはその手続きや方式が非常に異なっていた。従来は起草から完結まで国際会議で処理したが、対日平和条約は、先に見た対日講和7原則の発表に見られるように、ほとんどアメリカ1国が他の関係国と個別に接触しながらこれを起草し、完成したものである。また、敗戦国の平和条約草案策定過程への関与という点についても大きく異なっている。例えば第一次世界大戦の講和会議で

<sup>10</sup> 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 Ⅲ」612-613頁。

<sup>11</sup> 吉田茂『回想十年 第3巻』(中央公論社、1998年)31頁、細谷『サンフランシスコ講和への道』113-114頁、波多野澄雄「サンフランシスコ講和体制—その遺産と負債」波多野澄雄編『日本の外交 第2巻 外交史 戦後編』(岩波書店、2013年)33頁。

<sup>12</sup> 西村熊雄「沖縄帰属のきまるまで—求めるに急であった日本の世論」『朝日ジャーナル』第1巻15号(1959年6月21日)。

あったパリ平和会議は、実質的には戦勝国やその与国だけによって議論され、そこで講和草案をほぼ完成してしまったのである。それが故に、パリの平和会議はただ各旧敵国に対して条約を口授しただけであって、相手方の抗議などにはほとんど耳を貸さなかったとし、これを「口授された講和」と呼ぶこともあった<sup>13</sup>。

それに対してサンフランシスコ平和条約の締結過程では、日本は敗戦国という立場上の限界はあったにせよ、その主張を米側に伝え、講和内容について協議する機会が与えられた。それには、すでに述べたように第一次世界大戦の講和要件がドイツにとってあまりにも過酷であり、それがかえってナチスの台頭を招いたという反省と、冷戦の深刻化が米国の東アジア戦略上日本の地位を高めたという背景もあった。いずれにせよ、日本が講和に際して自らの主張を米側にぶつける機会となり、サンフランシスコ平和条約の成立過程にあって、おそらくのクライマックスとなったのが、1951年初頭に来日したダレスとの会談であった。

さて1950年10月11日、吉田の指示に従って外務省は、「日本から見て理想的な安全保障取極」である「安全保障条約に関する日米条約案」と「安全保障に関する日米条約説明書」を作成した。これがB作業である。作成に当たった事務当局は、北大西洋条約や米比軍事基地条約を参考にしながら作成したが、3つの原則を重視した。第1にこの条約案を平和条約とは別個の条約にすべきこと。第2に、国民感情に配慮して、講和後の米軍の駐留については合理的かつ明確であること、そして第3に、憲法第9条との整合性の問題を回避するとともに、ソ連からの非難を封じるため、国際連合との結びつきをできるだけ密接かつ具体的にすることであった。

まず、安全保障に関する日米の協力関係については、米国が「国際連合のために、軍備を有しない日本の安全を確保する責に任ずる」と規定された。国連が日本への侵略行為の存在を決定したときは、米国は侵略の排除に必要な「一切の措置」をとる一方、「アメリカ合衆国の兵力が日本国領域内に常駐することに、両国は合意する」となっていた。こうして、日本側の草案において、講和後の米軍への基地提供という意志が示されることになる<sup>14</sup>。

このB作業に引き続き、10月21日、吉田はC作業の作成を命じた。これは、同月5日に吉田のブレイングループの会合の席上、吉田の「朝鮮の非武装を考えてはどうか。ソ連の一部の非武装も併せて考えてはどうか」との発案が発端で、いわば非武装地帯案であった。C作業の内容は（イ）日本・朝鮮の非武装、（ロ）一定地域の空軍基地の撤廃、（ハ）西太平洋における海軍の縮小を基幹とする安全保障条約案というものである。これは、「北太平洋6カ国条約案」という形にまとめられ、日本と韓国を非武装化すると同時に、周辺地域に軍事制限地帯を設定し、それに米中英ソがその制限にしたがうという内容であった。

もっとも、この作業を命じた吉田自身も（命じられたブレインたちも）この案に現実性があるとは考えておらず、「日本の再武装については、平和条約ができるまでは、再武装はご免こうむるという建前をとりたい。それがためには、では日本の安全をどうするつもりかと聞かれるにきまっているので、その際、非武装地帯とか艦船の出入り禁止とかいったような考えを盛りこんだ理想案を提示したい。（中略）日本の再武装といっても、一朝一夕でできる仕事ではない。立派なものをつくるためには、事前からよく研究しておかねばならぬ」。「自分は、条約前は再軍備はいやだとの建前をとる。実際は再軍備になろう」と述べている<sup>15</sup>。再軍備問題につ

<sup>13</sup> 入江啓四郎『日本講和条約の研究』（板垣書店、1951年）1-4頁。

<sup>14</sup> 楠『吉田茂と安全保障政策の形成』199-200頁。

<sup>15</sup> 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 Ⅲ」577-584頁、「付録5 10月5日官邸集会備忘録（50-10-6 N記）」外務省編纂『平和条約の締結に関する調書 第一冊』678-680頁。

いては後でも述べるが、吉田はいずれ「立派な」軍隊を養成することが必要と考えていたが、当時日本が置かれている状況では米側が求める急速かつ大規模な再軍備には強く反対しており、このC作業は、米側から求められるであろうそうした要求をかわすためのカードとして作成されたのであった。

さて、すでに述べたA作業が吉田の批判を受けたため、12月、外務省はダレス特使との会談に備えた資料を改めて作成し、吉田に提出した。それがD作業と呼ばれたものである。このD作業はいくつかの修正を加えた後、ダレスの来日を目前に控えた翌1951年1月に訂正版が完成した<sup>16</sup>。A作業が国連の存在を前面に出していたところに特徴があったのに対し、D作業では西側陣営国家、特に米国との連携を強調している点が特徴であった。

その上で、講和条約実現になお時間を要する場合には、「米国一国とだけでも平和条約を締結」したいと記している。その内容は、基本的には米国が発表した「7原則に沿うもので結構」としつつ、安全保障と領土問題については以下のように述べた。すなわち、前者については日米が平等なパートナーという体裁をとるため、平和条約とは別個の条約を締結すること、そして後者については、「日本の本来の領土である沖縄、小笠原諸島及び千島の分離が国民感情のたえがたいところである」ことを主張した。

これに加えてD作業で強調されたのが日本の再軍備の問題である。ここでは、日本は再軍備を当面の問題としてはこれを希望しないこととされ、その理由として、(1)日本人がその経験から戦争を心底から嫌悪していること、(2)近隣諸国の中にも日本の再侵略に対する懸念が厳として存在していること、そして(3)経済の自立は国家の安全の基礎であり、現在の日本にとって再軍備は「この日本経済の再建を崩壊」させることがあげられている<sup>17</sup>。

当初作成されたバージョンでは、「日本の再武装については、(略)日本が完全な自主性を回復した上で、他の民主諸国との関係も考慮して決せらるべき問題」として、将来に含みを持たせたが<sup>18</sup>、

「総理は、かたく再武装を否とされる。客観情勢については、両陣営が全面的戦争に突入することはない、現在の対立紛争は、時に緩急の差はあるとしても、永続する、その間『戦争になるぞ、なるぞ』との神経戦にひっかかってはならぬ、ソ連は断じて日本に侵入しないであろうと考えられる」<sup>19</sup>

という吉田の冷戦認識を受けて、この段階での再軍備を極力避ける姿勢を固めた。こうして、日本側はダレスとの講和交渉に臨んでいくことになる。

## (2) 吉田・ダレス会談

条約局長として吉田・ダレス会談に臨んだ西村熊雄は、後に会談を総括して次のように述べている。

「領土問題は、南西諸島のみが取り上げられた。それも『領土問題は解決済』という先方の冷厳な鉄扉に

<sup>16</sup> 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 Ⅲ」625-631頁。

<sup>17</sup> 「付録28 D作業(再訂版)-1951. 1. 19-」外務省編纂『平和条約の締結に関する調書 第一冊』864-865頁。

<sup>18</sup> 「付録26 D作業 ダレス氏訪日に関する件-1950. 12. 27-」外務省編纂『平和条約の締結に関する調書 第一冊』851頁。

<sup>19</sup> 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 Ⅲ」559頁。

さえぎられて深く議論されなかった。北方領土にいたっては、全くふれなかった。けだし、当時ソ連邦の条約参加は問題外とされていたし、他方、合衆国の対日講和 7 原則に含まれている北方領土の処理方式について米ソ間に激しく論争されていたため、日米間でこの問題について意見を交換する時機にはなかったからである。日米交渉の中心は、再軍備と安全保障にあった」<sup>20</sup>。

1951年1月25日、ダレス使節団を乗せた特別機が羽田空港に到着し、記者団に対して「使節団来日の目的は日本にすみやかに完全な自主権を回復させる途を見出すことである」とのステートメントを発表した。そして翌日から、2月11日に離日するまでの間、日米間で日本の講和問題をめぐる協議が行われていく。

この協議は冒頭から厳しいやりとりが展開された。最初に行われた両者の会談で、吉田がダレスに対して「平和条約によって独立を回復したい。日本の民主化を確立したい。セルフ・サポートの国になりたい。かような国になったうえで、日本は自由世界の強化に協力したい」と述べたのに対し、ダレスは、「日本は独立ばかりを口にする。独立を回復して自由世界の一員となろうとする以上、日本は自由世界の強化にどういう貢献をしようとするのか」と反問した。それに対して吉田は、

「いかなる貢献をなすかといわれるが、日本に再軍備の意志ありやを知られたいのだろう。今日の日本はまず独立を回復したい一心であって、どんな協力をいたすかの質問は過早である。(略)再軍備は、日本の自主経済を不能にする。対外的にも、日本の再軍備に対する危惧がある。内部的にも、軍閥再現の可能性が残っている。再軍備は問題である」。

と答えた。その間ダレスは「すこぶる不興気な顔色」だったという。そこで吉田はダレスと連れだってマッカーサーのところに向かい助け船を求めると、マッカーサーは「自由世界が、今日、日本に求めるものは、軍事力であってはならない。そういうことは実際できない。(略)生産力をフルに活用し、これを自由世界の力の増強に活用すべきである」として吉田に軍配を上げた<sup>21</sup>。だが、ダレス一行がこのマッカーサーの仲裁で日本側の主張を認めたわけではなかった。

1月31日に行われた第2回の吉田・ダレス会談でも、経済上の困難は解るが、これは自由世界の防衛に貢献しない弁解とはならないとダレスは強調した。さらに事務レベル折衝でも米側は、「日本の総理は特使の誠意を理解してくれない」と不満を伝え、繰り返し、日本が警察力や生産力によって対米協力を行う以上に、「すくなくともある程度の地上部隊（グラウンド・フォース）をもって協力することを期待」と主張した。前年に創設された警察予備隊は米側からすれば「国内治安力」であり、問題はその次の段階としてどの程度の地上部隊を日本が建設しようとしているのかという点だったのである。加えて、米側は日本に「国防省的な中央機関」を設置する必要があると強調し、日本側はその「熱のいれかたに驚いた」。さらに米側は、日本防衛を超えたNATOのような地域的安全保障の枠組みが太平洋地域に成立した場合、すぐにはないにせよそこへの参加を日本に対して打診した。これは、従来から国務省内で太平洋協定構想と呼ばれたものであったが、

<sup>20</sup> 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 IV 1951年1～2月の第1次交渉—1951年1月25日～2月13日—」（1967年10月）外務省編纂『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書 第二冊』（外務省、2002年）111頁。

<sup>21</sup> 同上、9-21頁。

日本側は拒否した<sup>22</sup>。

膠着した協議を打開すべく吉田が指示した 1 つが日本側の再軍備計画の提示であり、警察予備隊と海上警備隊のほかに「5 万の治安隊」を設け、これが「日本に再建される民主的軍隊の発足」とされた。加えて、「将来の民主的な日本軍隊の参謀本部」には、英米の軍事事情に通暁するテクニシャンを起用し、これらに日米協定によって設置される共同委員会の事業に参加させ、且つ米国軍人の助言を求めたいとした<sup>23</sup>。

日本側の申し出は、規模の面では米側の要望にはるかに届かなかったが、事実上再軍備の芽を蒔いたことと米国との連携、そして民主制下における軍隊という位置づけを強調したことが米側の意に沿う内容だったと思われる<sup>24</sup>。吉田・ダレス会談終了後、外務省は後述する安全保障に関する日米協定案とこの「再軍備計画の発足」が「予期したとおり、安全保障に関する話を大団円にもってきたものである」と総括している<sup>25</sup>。

日本自身の再軍備問題に加え、一連の会談で日本側が特に重視し、また日米間で議論となった問題は他にも存在していた。それは、すでに述べたように講和後の安全保障問題—日米協定—と領土問題であった。日本側は、日米 2 国間の安全保障条約を平等のパートナーとして、すなわち国と国との間の協力体制を規定するものとして講和条約とは別個に結ぶべきことを主張した<sup>26</sup>。そして、これは日米安保条約として結実することになる。日本側は「かねて用意してある安全保障に関する具体案」、すなわち、「安全保障に関して平和条約に挿入すべき条項」と「相互の安全保障のための日米協力に関する構想」を提出することになった。

米側はそれに対して、「すこぶるヘルプフル」という反応であったが、米側が提示したそれへの対案は駐留軍の特権的権能があらわに表示されており、日本側からすれば「一読不快の念を禁じえない」内容であった<sup>27</sup>。

そこで日本側が米側に修正を申し入れた結果、米側は、平和条約には直接米軍の日本駐屯を明記せず、別途簡潔な「安全保障のための協力の大綱」と「米軍が日本において有する地位とか特権とか経費とか共同委員会とか緊急事態に体する措置とかを規定」する実施協定を締結することを提示したのであった。前者が安保条約に、後者が行政協定に発展するものであり、特に行政協定については全面的に書き改められることになるが、平和条約と安全保障に関する日米協定は別に結び、さらに実施協定についてはさらに別途締結するという大枠がきまったのである<sup>28</sup>。

しかし、日米交渉で外務省の担当者たちを失望させたのは、この日米協定案を国連憲章に基づいて設定できなかったことにある。日本側が作成した案の骨子は、日米両国は国連憲章第 5 1 条による集団自衛の関係に立つことを規定し、両国がこのような関係にあるから日本は米軍が講和後の日本に駐留することに同意する、というものであった。つまり、日米両国は国連憲章にしたがって安全保障上助け合う関係にある。だから基地を貸す、という形を日本側は望んだのである。

それに対してアメリカ側は、自衛の手段を持たない日本が希望するから、当分の間日本に軍隊を駐留させて

<sup>22</sup> 同上、35-36、39、42 頁。国務省の太平洋協定構想については、細谷『サンフランシスコ講和への道』150-152 頁、楠『吉田茂と安全保障政策の形成』234-237 頁等を参照。

<sup>23</sup> 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 IV」53 頁。

<sup>24</sup> 吉田内閣下における再軍備の特徴については、波多野「『再軍備』をめぐる政治力学」、中島信吾「日米安保体制の輪郭」『法学研究』第 9 2 巻第 1 号（2019 年 1 月）等を参照。

<sup>25</sup> 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 IV」54 頁。

<sup>26</sup> 同上、13 頁。

<sup>27</sup> 同上、39-40、48 頁。

<sup>28</sup> 同上、69-72 頁。



日本を守ってあげる、だから基地を借りるという形を提案した。米側が日本側の提案を拒んだ理由は、軍備も持たず自衛の手段さえない日本と集団自衛の取り決めは結べない、というものであった。米側は、上院で採択されたヴァンデンバーグ決議を説明した。アメリカに対して「継続的且つ効果的な自助及び相互援助」をなす国とのみ相互平等の防衛条約を結びうるというものであるが、日本にはそうした能力がないというものであった<sup>29</sup>。それでも、2月6日に改めて米側が提示した草案では、米軍の日本への駐留が「専ら外部からの武力攻撃に対する日本国の防衛を目的とするもの」とされていることは重要である。次号で述べるように、この部分に重大な変更が加えられることになる<sup>30</sup>。

さらに、日本側のもう一つの大きな懸案であった領土問題については峻拒された。対日講和7原則では沖縄・小笠原諸島が米国の信託統治の下に置かれることが提案されていたことに対して、吉田は「軍事上の必要についてはいかようにでも、応ずる用意がある。パーミュダ方式による租借も辞さない」と述べたうえで、提案の再考を求めた。その要点は、将来これらの諸島を信託統治にする必要がなくなった場合、これらの諸島が日本に返還されるべきこと、島民の地位については日本の国籍とすべきこと、日本を共同施政者とすべきこと等であった。しかし、これに対する米側の対応は厳しいものであった。ダレスは「国民感情はよく解るが、降伏条項で決定済みであってこれを持ち出されることはアンフォーチュネートである。セトルしたことと考えてもらいたい」とまったくとりつく島がなく、『『解決済』てう冷い鉄のとびらをおろした先方の態度』に、日本側は大きな衝撃を受けた<sup>31</sup>。領土問題については北方領土問題も含め、日本側の要望の度合いの大きさに反して、その意向がかなったとは言い難い。

一方、米側が日本に提示した平和条約案は「きわめて公正寛大で交渉当事者の感銘は大きかった」。この案が日本側に提示されたのは2月5日である。これを読んだ日本側は、「簡潔な条約の形式をとつたものであつて、日本にとりきわめて寛大であつて、戦敗国に対する講和条約らしいところがほとんどない。読みながら心底から嬉しくなつた」という<sup>32</sup>。

ただ、日本側が先に述べた日米協定案を提示したのが2月1日、限定的再軍備案を提示したのが2月3日だった。つまり、平和条約によって日本が独立を回復した後でも、自国軍隊が日本に駐留することが確実に became した後、はじめて米側はこのような構想の平和条約案をたずさえて連合国と折衝を開始しようとしていることを明らかにしたのである。いうまでもないことだが、この吉田・ダレス会談は、『『交渉』 negotiation というより『話しあい』 consultation というべき性質のものであつた』<sup>33</sup>。

(次回に続く)

<sup>29</sup> 坂元一哉『日米同盟の絆—安保条約と相互性の模索』（有斐閣、2000年）51—53頁。

<sup>30</sup> 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 IV」73頁。

<sup>31</sup> 同上、22、35—38頁。また、吉田・ダレス会談における沖縄問題については、池宮城陽子『沖縄米軍基地と日米安保—基地固定化の起源1945—1953』（東京大学出版会、2018年）に詳しい。

<sup>32</sup> 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書 IV」、61頁。

<sup>33</sup> 同上、111頁。

プロフィール

profile

戦史研究センター

安全保障政策史研究室

室長 中島 信吾

専門分野：日本政治外交史、日本の安全保障  
政策史

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。  
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。  
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111（内線 29177）

F A X：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>